

令和8年9月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	小田急バス株式会社（法人番号：1012401021275） 代表者 田島 寛之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市仙川町2-19-5 (登戸営業所) 神奈川県川崎市多摩区登戸3816
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年8月4日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和8年9月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	小田急バス株式会社（法人番号：1012401021275） 代表者 田島 寛之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市仙川町2-19-5 (新百合ヶ丘営業所) 神奈川県川崎市麻生区王禅寺西4-14-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年8月18日及び令和8年8月28日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年9月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	川崎市
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1 (塩浜営業所) 神奈川県川崎市川崎区塩浜2-2-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年8月24日及び令和8年8月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)